

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

(環境対策課)

一

告 示

○情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指

定

(県政情報・文書課)

一

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

(障害福祉課)

二

○県営土地改良事業換地計画の縦覧(五件)

(農村整備課)

二

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業

者(八件)

(水産林政総務課)

四

○道路の区域変更

(道路課)

六

○道路の供用開始

(同)

六

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(管財課)

六

規 則

公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十三号

公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

公害防止条例施行規則(平成七年宮城県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四号の表二の項中「空気圧縮機」の下に「(騒音規制法施行令別表第一第二号の規定に基づき、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。)」を加える。

別表第一第五号の表二の項中「圧縮機」の下に「(振動規制法施行令別表第一第二号の規定に基づき、一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。)」を加える。

附 則

この規則は、令和四年十二月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第八百十号

情報公開条例(平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」という。)第三十八条第二項の規定により、特定出資団体等を次のとおり指定する。

なお、令和四年宮城県告示第一号(情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指定)は、廃止する。

令和四年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 条例第三十八条第二項第一号に掲げる出資団体等

公益財団法人宮城県スポーツ協会

仙台臨海鉄道株式会社

阿武隈急行株式会社

公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団

公益財団法人宮城県環境事業公社

公益財団法人宮城県文化振興財団

公益財団法人慶長遣欧使節船協会

公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

一般社団法人東北地域医療支援機構

公益財団法人宮城県腎臓協会

宮城県信用保証協会

公益財団法人みやぎ産業振興機構

公益財団法人宮城県国際化協会

一般財団法人みやぎ産業交流センター

株式会社仙台港貿易促進センター

公益社団法人みやぎ農業振興公社

公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会

一般社団法人宮城県畜産協会

宮城県漁業信用基金協会

公益財団法人みやぎ林業活性化基金

一般社団法人宮城県林業公社

公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社

宮城県開発株式会社

塩釜港開発株式会社

仙台空港鉄道株式会社

二 条例第三十八条第二項第二号に掲げる出資団体等

一般財団法人宮城県地域医療情報センター

公益社団法人宮城県精神保健福祉協会

公益社団法人宮城県トラック協会

宮城県中小企業団体中央会

公益社団法人宮城県観光連盟

一般社団法人宮城県農業会議

公益財団法人宮城県水産振興協会

○宮城県告示第八百一十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和四年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四五二七〇〇六九三	事業所の名称及び所在地 こどもサポート教室「クラ・ゼミ」富谷校 富谷市成田四丁目一八一 ETERN	指定障害児通所支援の種類 保育所等訪問支援	設置者名 株式会社クラ・ゼミ	指定年月日 令和四年十一月一日
---------------------	--	--------------------------	-------------------	--------------------

ALIF

○宮城県告示第八百一十二号

県営名取地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和四年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年十一月二十九日から令和四年十二月二十七日まで

三 縦覧場所

名取市役所、仙台市役所、仙台市太白区役所及び岩沼市役所

○宮城県告示第八百一十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業岩沼地区第1分区の換地計画を定めたので、同法第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年十一月三十日から令和四年十二月二十八日まで

三 縦覧場所

岩沼市役所

○宮城県告示第八百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業岩沼地区第2分区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年十一月三十日から令和四年十二月二十八日まで

三 縦覧場所

岩沼市役所

○宮城県告示第八百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業岩沼地区第3分区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年十一月三十日から令和四年十二月二十八日まで

三 縦覧場所

岩沼市役所

○宮城県告示第八百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業岩沼地区第5分区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年十一月三十日から令和四年十二月二十八日まで

三 縦覧場所

岩沼市役所

○宮城県告示第八百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業岩沼西部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地

計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
令和四年十一月三十日から令和四年十二月二十八日まで
- 三 縦覧場所
岩沼市役所

○宮城県告示第八百十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届 出 年 月 日	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	養 殖 業 の 種 類	区 域 内 特 定 養 殖 業 者 数
宮城県第 百八加入 区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） で告示された 宮城県漁業協 同組合の歌津 支所の地区の うち大森の区 域	令和四年十一 月八日	本吉郡南三陸町歌津平 松百三十八、三十八 小野寺 孝治郎 本吉郡南三陸町歌津大 森百四十一 伊藤 智勝	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二十九 号）第九十八 条の四に規定 するわかめ養 殖業	二人

○宮城県告示第八百十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届 出 年 月 日	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	養 殖 業 の 種 類	区 域 内 特 定 養 殖 業 者 数
宮城県第 百十七加 入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） で告示された 宮城県漁業協 同組合の歌津 支所の地区の うち長柴の区 域	令和四年十一 月八日	本吉郡南三陸町歌津板 橋百三十一、五 千葉 初 本吉郡南三陸町歌津長 柴四十九、一 及川 亀司	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二十九 号）第九十八 条の四に規定 するわかめ養 殖業	二人

○宮城県告示第八百二十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届 出 年 月 日	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	養 殖 業 の 種 類	区 域 内 特 定 養 殖 業 者 数
宮城県第 百十八加 入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） で告示された 宮城県漁業協 同組合の歌津 支所の地区の うち小沼の区 域	令和四年十一 月八日	本吉郡南三陸町歌津小 沼百四十五 三浦 次男 本吉郡南三陸町歌津大 沼百四十二 及川 章久	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二十九 号）第九十八 条の四に規定 するわかめ養 殖業	三人

○宮城県告示第八百二十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖

業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	宮城県 第 百 二 十 四 号 加 入 区	区 域	平成十九年宮 城 告 示 第 三 百 十 八 号 漁 業 災 害 補 償 法 に 基 づ く 漁 業 共 済 に 係 る 加 入 区 の 設 定 に 関 し て 示 された 宮 城 県 漁 業 協 同 組 合 の 歌 津 支 所 の 地 区 の 区 域	同意成立の 届 出 年 月 日	令和四年十一 月 八 日	発起人の住所及び氏名	本吉郡南三陸町歌津中 野五十一 千葉富成 本吉郡南三陸町歌津中 野九十四 及川元	養殖業の種類	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二十九 号)第九十八 条の四に規定 するわかめ養 殖業	区域内特定 養殖業者数	四人
--------------------	--	--------	---	--------------------------------	-----------------------	------------	---	--------	---	----------------	----

○宮城県告示第八百二十二号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	宮城県 第 百 二 十 一 号 加 入 区	区 域	平成十九年宮 城 告 示 第 三 百 十 八 号 漁 業 災 害 補 償 法 に 基 づ く 漁 業 共 済 に 係 る 加 入 区 の 設 定 に 関 し て 示 された 宮 城 県 漁 業 協 同 組 合 の 歌 津 支 所 の 地 区 の 区 域	同意成立の 届 出 年 月 日	令和四年十一 月 八 日	発起人の住所及び氏名	本吉郡南三陸町歌津草 木沢百三十三 及川功三 本吉郡南三陸町歌津草 木沢九十九 及川博	養殖業の種類	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二十九 号)第九十八 条の四に規定 するわかめ養 殖業	区域内特定 養殖業者数	二人
--------------------	--	--------	---	--------------------------------	-----------------------	------------	--	--------	---	----------------	----

○宮城県告示第八百二十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	宮城県 第 百 二 十 二 号 加 入 区	区 域	平成十九年宮 城 告 示 第 三 百 十 八 号 漁 業 災 害 補 償 法 に 基 づ く 漁 業 共 済 に 係 る 加 入 区 の 設 定 に 関 し て 示 された 宮 城 県 漁 業 協 同 組 合 の 歌 津 支 所 の 地 区 の 区 域	同意成立の 届 出 年 月 日	令和四年十一 月 八 日	発起人の住所及び氏名	本吉郡南三陸町歌津浪 板百五十五 及川征記 本吉郡南三陸町歌津浪 板百四十五 及川正男	養殖業の種類	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二十九 号)第九十八 条の四に規定 するわかめ養 殖業	区域内特定 養殖業者数	二人
--------------------	--	--------	---	--------------------------------	-----------------------	------------	--	--------	---	----------------	----

○宮城県告示第八百二十四号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	宮城県 第 百 三 十 二 号 加 入 区	区 域	平成十九年宮 城 告 示 第 三 百 十 八 号 漁 業 災 害 補 償 法 に 基 づ く 漁 業 共 済 に 係 る 加 入 区 の 設 定 に 関 し て 示 された 宮 城 県 漁 業 協 同 組 合 の 歌 津 支 所 の 地 区 の 区 域	同意成立の 届 出 年 月 日	令和四年十一 月 八 日	発起人の住所及び氏名	本吉郡南三陸町歌津石 浜七十七 阿部明一 本吉郡南三陸町歌津石 浜五十四 阿部芳男	養殖業の種類	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二十九 号)第九十八 条の四に規定 するわかめ養 殖業	区域内特定 養殖業者数	九人
--------------------	--	--------	---	--------------------------------	-----------------------	------------	--	--------	---	----------------	----

○宮城県告示第八百二十五号

漁業災害補償法（昭和三十一年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区域	届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百三十六 加入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定に 関する告示） 宮城県漁業協 会組合の歌津 支所の地区の うち長沢の区 域	令和四年十一 月八日	本吉郡南三陸町歌津長 沢五十四 千葉龍一 本吉郡南三陸町歌津長 沢五十六 千葉吉典	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 するわかめ養 殖業	三人

○宮城県告示第八百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年十一月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一〇八号
- 三 道路の区域

変更の区間

変更の敷地の幅員（メートル）
敷地の延長（メートル）

大崎市鳴子温泉鬼首字若神子原四〇番一地从先から 同市鳴子温泉鬼首字軍沢九番一地从先まで	前	一〇・四 一八・八	後	一〇・四 一八・八	一、一七三・二 一、一七三・二
--	---	--------------	---	--------------	--------------------

○宮城県告示第八百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年十一月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	一〇八号	大崎市鳴子温泉鬼首字若神子原四〇番一地从先から 同市鳴子温泉鬼首字軍沢九番一地从先まで	令和四年十一月二十九日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量
 - 入退庁管理等システム構築業務 一式
- 2 調達案件の仕様等
- 入札説明書及び仕様書による。
- 3 業務期間
- 契約締結の日から令和五年三月三十日まで
- 4 履行場所
- 仙台市青葉区本町三丁目八番一号ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であ

ること。

2 宮城県における物品調達等入札参加資格承認者名簿に登録されている者又は開札時までに宮城県品の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者

として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 過去十年間に、国又は地方公共団体の職員認証システムと連携させたシステムの構築を元請けとして受注した実績を有するものであること。

10 次に掲げる条件を全て満たすこと。

(一) ISO/IEC 27001の認証を有していること。

(二) プライバシーマーク制度の認定を受けていること。

11 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。

(一) 全ての構成員が1から8までの要件をすべて満たしていること。また、構成員のいずれかが9及び10の要件を満たしていること。

(二) 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと（※企業連合の構成員は、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に重複して参加できない。）

12 入札参加資格申請場所

入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局 契約課 管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一一三三三五）へ令和四年十二月九日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供さ

れるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県総務部管財課施設班(担当 只野 俊博 電話〇二二一二二一三三五)

3 郵送による入札説明書の交付期限
郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和四年十二月十二日(月)まで2宛て申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書の定めるところにより令和四年十二月十五日(木)から令和四年十二月二十三日(金)までに必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書の定めるところにより令和四年十二月二十二日(木)までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において(一)又は(二)で提出された書類に関し県から説明を求められた場合、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 電子調達システムにより入札に参加する場合

入札期間
令和四年十二月二十八日(水)から令和五年一月十日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合
入札書の提出期限

イ 日時 令和五年一月十日(火)午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明書付き書留郵便によりイの日時までにロの場所までに到達できるよう送付すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札日時までに開札場所へ提出できるものとする。

二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和五年一月十一日(水) 午前十時 宮城県総務部管財課

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金

財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条による。

3 契約保証金

財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

入札書には、業務料金総額を記載すること。

なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方

消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札決定となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、システムの電子くじ機能により落札者を決定する。

7 契約書作成の要否

要

8 入札に関する経費

申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Service to be Procured : Installation of Entry and Exit Management System and Other Systems (1 set)
- 2 Contract Period : From contract settlement to March 30, 2023
- 3 Place of Delivery : 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City and other locations
- 4 Deadline for Bid Submission : January 10, 2023, 5 : 00 pm.
- 5 Time and Place for Bid Selection : January 11, 2023, 10 : 00 a.m. Property Management Division Miyagi Prefectural Government Building, 2nd floor
- 6 Contact Information : Toshihiro Tadano, Facility Section, Property Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 JAPAN Tel.: 022-211-2355
- 7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only